最終更新日：2015年5月28日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

石坂　信也
問合せ先：経営管理部　広報・IR　03-5408-3188
証券コード：3319
http://www.golfdigest.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家のみならず、社員や取引先等、全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これらを実現するために、経営の健全性、効率性及び透明性を高め、経営の意思決定、業務執行・監督、内部統制等について適切な体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石坂　信也	3,446,000	20.83
株式会社ゴルフダイジェスト社	3,264,000	19.73
木村　玄一	1,390,000	8.40
木村　正浩	1,000,000	6.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	552,300	3.34
能村　光勇	440,000	2.66
大日本印刷株式会社	276,000	1.67
伊藤　僚祐	143,900	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	114,700	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成26年12月末時点の株主名簿における大株主の状況は上記のとおりでありますが、平成27年2月23日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成27年2月16日現在で次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。
石坂　信也　3,732,600株　22.56%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の大株主第3位である木村玄一氏、第4位である木村正浩氏は、当社の社外取締役であると共に、当社大株主第2位である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役、常務取締役を務めております。当該第2位、第3位、及び第4位を合算した当社所有株式数は5,654,000株となり、その所有割合は34.16%（小数第3位以下を切捨て）となります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村　玄一	他の会社の出身者							○	○			
木村　正浩	他の会社の出身者							○	○			
本田　隆男	他の会社の出身者											
橋岡　宏成	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　玄一		株式会社モーターマガジン社　代表取締役社長 株式会社ゴルフダイジェスト社　代表取締役社長 木村総業株式会社　代表取締役社長 東名観光開発株式会社　代表取締役社長	当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。
木村　正浩		株式会社モーターマガジン社　取締役 株式会社ゴルフダイジェスト社　常務取締役 東名観光開発株式会社　取締役	当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。
本田　隆男		―――	経営者としての見識が高く、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案に対して、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。

橋岡　宏成	○	株式会社ユナイテッドアローズ　社外監査役 トレンダーズ株式会社　社外監査役 株式会社エー・ピーカンパニー　社外監査役 株式会社アイフリークホールディングス　社外監査役	弁護士として培われた企業法務の幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただくとともに、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言いただくことにより当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営を監視していただくことで、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断して独立役員に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人は、監査役会において通年行われる業務監査・会計監査の状況、取締役会等の決定機関における審議内容等につき、適宜会計監査人との会合の場を設け、情報・意見の交換及び指摘事項の共有を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善に努めております。
内部監査を担当する監査室は、年間監査計画のもと内部監査を実施し、監査報告書を代表取締役に提出しております。また、その監査結果、指摘事項、改善状況等につき監査役と情報共有を行い、相互連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
國保　雅昭	他の会社の出身者													
村西　重孝	他の会社の出身者													
上住　敬一	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國保　雅昭		―――	大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいため選任いたしました。
村西　重孝		―――	これまでの職務経歴において培われてきた主計部門に関する深い造詣と高い知識や法令及び定款の遵守に係る見識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、選任いたしました。
上住　敬一	○	ビズアドバイザーズ株式会社　代表取締役社長	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏と当社との間には利害関係はないことから独立性が保たれていると判断して独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上への貢献意欲及び士気を高める目的で、ストックオプション（新株予約権）制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき、以下の概要のストックオプションを発行いたしました。
付与対象者　当社取締役及び従業員　56名
行使期間　平成26年2月14日から平成29年2月13日

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、当該期における取締役・監査役・社外役員それぞれの報酬総額を開示いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定方針を定めており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬につきましては、役位および担当職務、各期の業績等を総合的に勘案して、取締役会により決定しております。各監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じて当社従業員を指名し、社外役員の職務執行における業務補助を行うことといたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会制度を採用しており、社外取締役を4名（うち弁護士1名）、監査役を3名（うち社外監査役3名）選任しております。
取締役会は取締役7名（うち社外取締役4名）で構成され、取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、又は必要に応じて臨時取締役会を随時開催しており、社外取締役も出席しております。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。
監査役会は、社外監査役3名により構成され、前述の取締役会への出席のほか、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行についての監査を行っております。
また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、取締役会の意思決定機能を補佐する役割を担う経営会議を設けております。経営会議は常勤取締役及び最高財務責任者にて構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画の決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監視機能の客観性・中立性が高まるとの判断から、社外監査役3名による監査を行っているほか、社外取締役4名を選任し、取締役会運営を行っております。なお、主要株主の役員が当社の社外取締役でありますが、当社と主要株主との取引も僅少であるため、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避した日時設定を毎期行っております。 第16回定時株主総会（2015年3月開催）は、多くの株主様が出席しやすいよう、午後の開催といたしました。
その他	定時株主総会では、議長を務める代表取締役社長が、法令で定められた報告事項に加えて、将来の見通しなどを説明し、当社のビジョン及び事業への理解の促進と、相互コミュニケーションの向上を図っております。また、当社ホームページに株主総会招集通知を掲載し、株主総会の活性化、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「IRポリシー」において、情報開示についての基本姿勢などを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社へのご理解を深めて頂くため、毎期2回以上定期的に開催いたしております。また、説明会で使用しました資料は、当社ホームページに掲載し、すべての投資家に対する公平な情報開示に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページ「株主・投資家の皆様へ」を設けております。 「IRニュース」では、迅速なIR情報の発信に務めております。また、「IR資料」等では、適時開示情報や法定開示情報等をはじめ、決算説明会資料などのIR情報をタイムリーに掲載しております。その他、社長メッセージ、IRポリシーを掲載した「経営方針」、年間のIRスケジュールを掲載した「IRイベント」、図表を用いて財務状況をわかりやすく発信する「財務指標」、株式実務に関する情報を掲載した「株式情報」等にて株主にとって有用となる様々なIR情報を発信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社最高財務責任者がIR担当部門を管掌しておりますが、代表取締役社長もIR活動に積極的に関わっております。また、IR専任者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は投資家・株主の皆様に、迅速に充実した情報を的確にお知らせするためにIR活動を行っており、当社の経営方針、事業戦略や業績結果、財務情報に関する情報をわかりやすく、公平かつ正確に提供することを基本方針としております。 情報の開示に関しましては、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に従い、速やかに情報の公開を行います。 情報の開示方法につきましては、東京証券取引所のTDnet（適時開示情報伝達システム）ならびに記者クラブ等を通じプレスリリース等にて発表するとともに、迅速に当社ウェブサイトに当該情報を掲載いたします。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行の厳正な監視を行っております。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命し、また会計監査人による厳正な会計監査が実施されております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録・保存し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧することが可能となっております。
なお、文書管理規程の改廃は経営会議の決議、情報セキュリティ基本規程の改廃は取締役会の決議をもって行われております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社ならびに子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクに対し、各部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行っております。さらに個人情報及び情報セキュリティならびに当社グループ全体のリスクマネジメントを推進するリスク統括部門を設置しております。リスク統括部門は、予め想定されるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を確保し、各部署の日常的なリスク管理体制の運用と状況を監視しております。また、定例会議を毎月開催し、当社グループ全体のリスクに関する情報の共有及び各種対応の報告等を実施しております。
なお、有事の際は危機管理規程及び関連マニュアルに基づき「緊急対策室」が設置され、危機管理を統括いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたします。
また、取締役会の経営監視機能の客観性、中立性を高めるため、社外取締役を選任しております。
取締役会規程に基づき、定時取締役会を月１回、または必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。
当社グループの業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案・実行しております。
また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、取締役会の意思決定機能を補佐する役割を担う経営会議を設けております。経営会議は、常勤取締役及び最高財務責任者にて構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画の決議を行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループのコンプライアンス体制に関する各種規程は、全役職員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範であります。
リスク統括部門は、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、企業取引審査及び業務委託先管理等、当社グループ使用人への教育・啓発活動を継続的に企画・実行しております。また、内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、代表取締役へ監査報告を行うとともに、必要に応じ改善措置を勧告しております。
当社グループの役職員が法令違反及び不正行為等のコンプライアンス違反の発生またはそのおそれのある状況を知った場合に、社内及び外部機関に直接通報することができる内部通報制度を設置しております。内部通報時には、通報者の匿名性及び通報内容の機密性に充分な配慮を行い、当社グループは通報者に対し不利益な取扱いを行いません。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築しております。
リスク統括部門は、当社グループ全体のリスクを洗い出し、リスク対策の検討を実施、リスク対応体制の構築と運営、コンプライアンス・プログラムの進捗管理等を実施しております。また、当社グループの役職員に対して、その役職・業務内容に応じて必要な研修を計画及び実施しております。
当社グループの子会社には当社の役職員を役員として派遣するとともに、重要な事項に関しては子会社から当社への報告を行う体制を構築しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、必要に応じて監査役の業務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置くこととしております。監査役スタッフは、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、客観性担保のため、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けません。また、監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役の意見を尊重し対処いたします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況及び子会社の業務執行状況を監査役に対し随時報告しております。
また、当社グループの役職員は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対し報告を行います。なお、当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。
ア）会社に著しい損害が発生するおそれがある事項
イ）重大な法令及び定款違反に係る事項
ウ）リスク管理に係る重要な事項
エ）当社グループから報告を受けた重要な事項
オ）その他経営上重要と判断される事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、会計監査人、内部監査部門等より定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じ、取締役及び使用人に対しヒアリング等を行っております。
監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受けることができます。
監査役が職務の執行に必要な費用について請求した場合、当社は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを支払うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は暴力団等の反社会的勢力による接触、不当要求に対しては毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。そのために、当社は「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」及び関連するガイドラインを制定しております。また、リスク統括部門を反社会的勢力への対応の統括部門とし、リスク統括部門は、所轄警察・加盟外部専門機関・顧問弁護士との連携体制の構築を含む、管理体制の整備・構築及び被害防止のための社員研修を実施しております。

当社は、あらゆる暴力を排除し、企業防衛を図ることを目的として、「社団法人警察管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、同団体で開催される研修会に参加することにより、企業防衛に必要な情報の収集を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

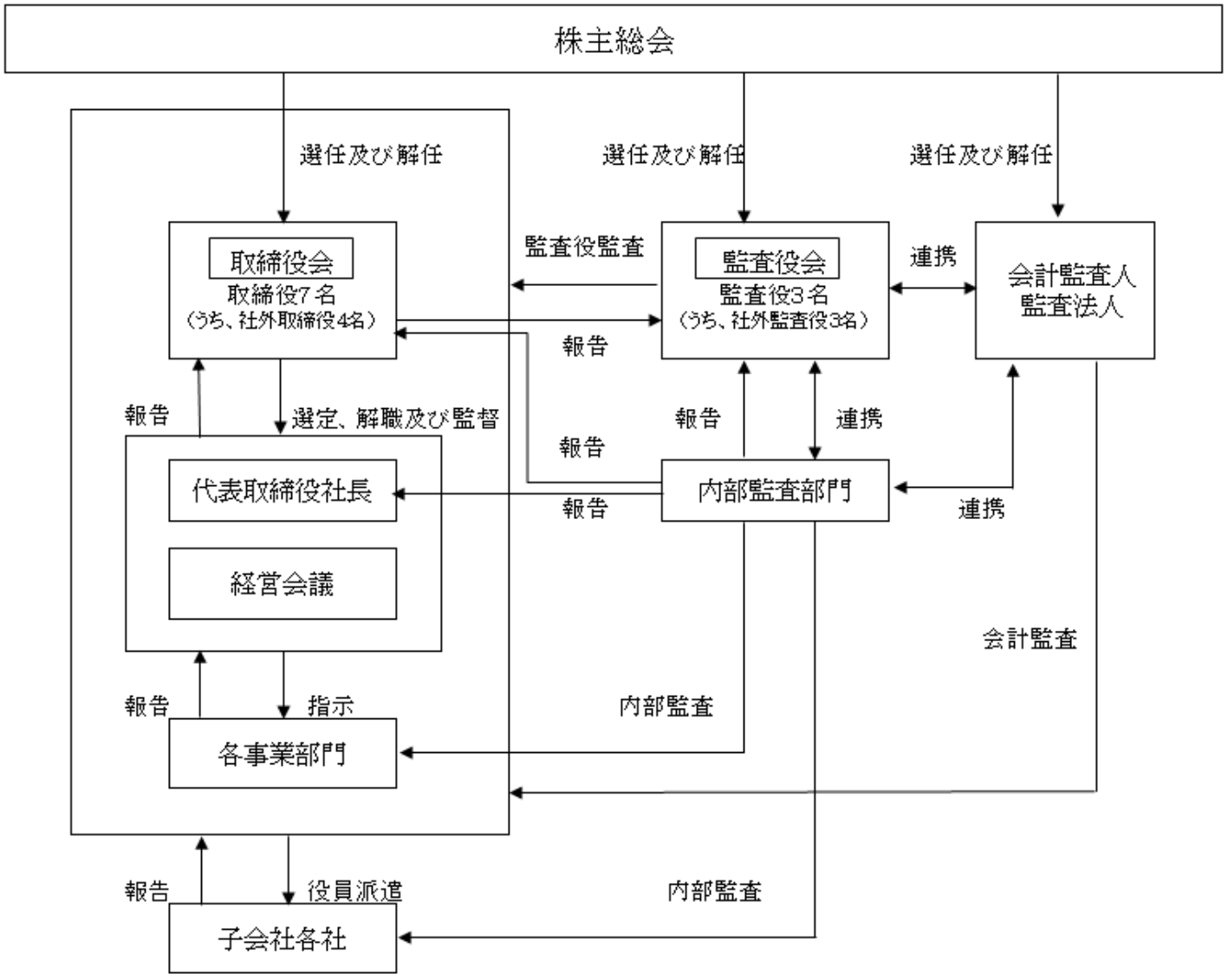
該当項目に関する補足説明

―――

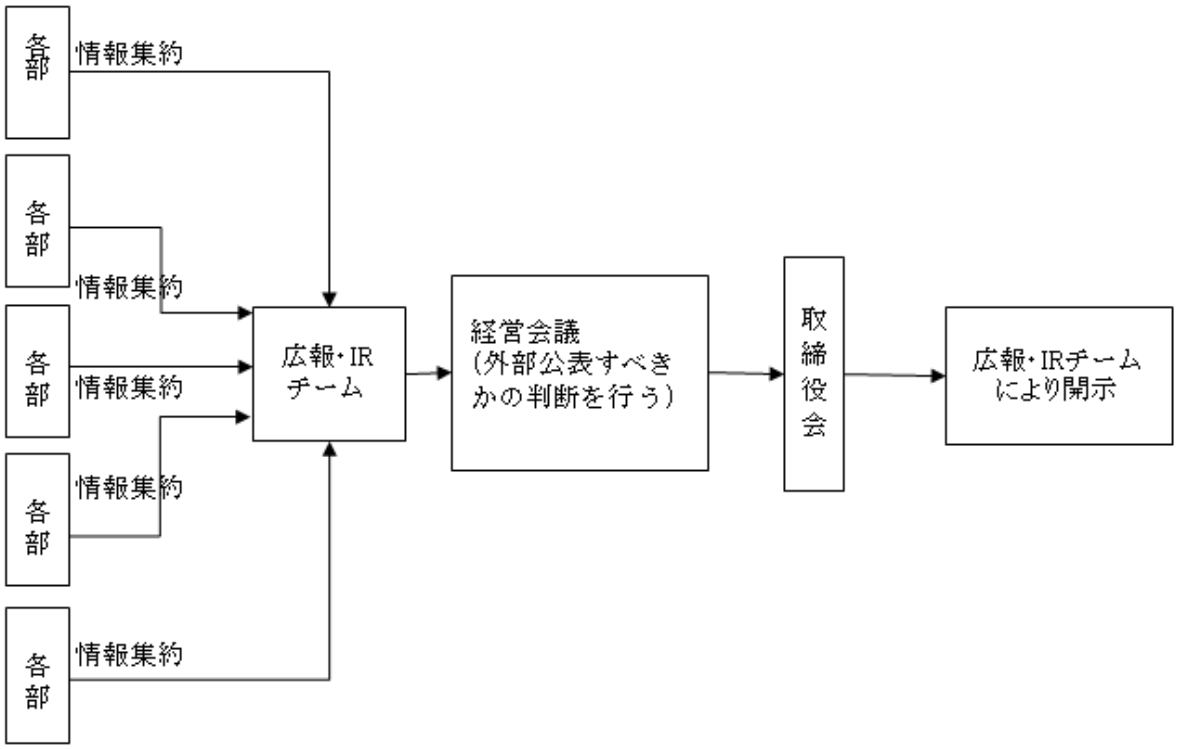
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報管理体制と運用状況
当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、以下の手続きを遂行致しております。
（1） 広報・IRチームは、各事業部からの外部公表予定の情報を取りまとめる。
（2） 経営会議において、その重要性を判断し、
ア）「適時開示が求められる会社情報」に該当するもの
イ）「適時開示が求められる会社情報」に該当しないが、投資家の投資基準に重要な影響を及ぼすものと思われるもの
ウ） 上記 ア）、イ）に該当しないもの
に区分した上で、外部公表の是非を審議する。
（3） 経営会議で外部公表を決定したものについて、取締役会に報告する。
（法令等に規定されているものは、「決議事項」とする）
（4） 最終的にア）及びイ）の項目について、極力、東証上場部に事前相談した上で、IR担当責任者（当社の場合、最高財務責任者）の命を受けた者がTDnetに掲載の手続きを行う。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制図】


各部
情報集約
各部
情報集約
各部
情報集約
各部
情報集約
各部
情報集約
広報・IR
チーム
経営会議
(外部公表すべき
かの判断を行う)
取締役会
広報・IRチーム
により開示